

耐震化促進に向けた新たな取り組みについて

1. 目的

中野区耐震改修促進計画(平成28年7月改定)及び中野区住宅耐震化緊急アクションプログラム(平成31年3月策定)に基づき、住宅及び緊急輸送道路沿道建築物(以下「沿道建築物」という。)の耐震化目標を早期に達成するため、区における耐震化促進事業の拡充策等の考え方をとりまとめたので報告する。

2. これまでの取り組みについて

中野区住宅耐震化緊急アクションプログラムに基づき、平成31年度から、住宅の耐震化促進事業を拡充し、以下の取り組みを進めている。

- (1) 緊急耐震重点区域等内(以下「整備地域等内」という。)の住宅について
 - ① 木造住宅の除却費用の助成
 - ② 木造住宅の建替え助成費用の限度額の引き上げ
- (2) ブロック塀等除却支援事業及び家具転倒防止器具取付助成費の拡充
- (3) 沿道建築物に対する建築主の制限要件の撤廃
- (4) 区内全域への普及啓発活動の実施

3. 令和2年度以降の取り組みについて

区では東京都防災都市づくりの整備方針に沿って、防災上重要な道路のネットワークを確保するため、原則、沿道建築物の耐震改修及び不燃化の促進事業を進めている。しかし、沿道以外となる地域にも危険性の高い建物が多く、これらの地域についても安全性を高める取り組みが必要である。

これまで、建替えを主体とした取り組みにより令和2年度までに住宅の耐震化率95%達成を目指してきた。今後は、区内の耐震化をさらに推進するため、建築基準法の改正及び新防火地域の拡充を契機として、新たな取り組みを実施する。

- (1) 木造住宅耐震改修助成の拡充について

① 事業概要について(下線部は拡充する部分)

対象範囲	耐震化事業	建築物の構造又は要件
ア 整備地域等内	・除却又は建替え	建替えは準耐火建築物以上・狭隘道路整備等
	・耐震補強(感震B ^{*1})	<u>耐震補強は外壁等の耐火性能向上と狭隘道路整備等</u>
イ 整備地域等以外	・耐震補強(感震B ^{*1})	<u>外壁等の耐火性能向上と狭隘道路整備等</u>

※1 感震ブレーカーの設置を希望する場合

② 事業期間について

令和2年度より3か年を重点整備期間とする。

③ 助成限度額について

工事費の2分の1かつ150万円以内

④ 助成要件について

ア 木造耐震診断（簡易・一般）が完了していること。

イ 申請者本人（法人は除く。）が所有する土地又は建物であること。

ウ 個人住民税及び固定資産税等の滞納がないこと。

エ 狭隘道路に面する敷地については、拡幅整備を行うものであること。

(2) 感震ブレーカーの取り扱いについて

木造住宅の耐震補強工事に併せ、感震ブレーカーの設置を行う場合、助成対象とする。

4. 中野区耐震改修促進計画の一部運用の見直し

現在の中野区耐震改修促進計画は令和3年度に全面改定する予定であるが、国は平成31年1月に社会資本整備総合交付金交付要綱の「ブロック塀等の安全確保に関する事業」を改正し、東京都は平成31年3月に東京都ブロック塀等安全対策事業補助金交付要綱を改正し、4月から施行した。この助成制度を活用するためには避難路沿道のブロック塀等であることが条件とされた。

このため、当面、中野区耐震改修促進計画第5章1（3）に記載する「避難道路及び通学路」については、避難道路は幅員4m以上の道路、通学路^{※2}は区内各学校が定める通学路として運用する。

※2 通学路は毎年変更が想定されるが、耐震改修促進計画上は上書きされるものとする。

5. ブロック塀等の建替え支援（フェンス化等）事業について

平成31年度に実施したブロック塀等の危険度調査の中間報告を踏まえ、国及び東京都の助成制度を活用した事業を実施する。

(1) 事業概要について

平成31年度より実施しているブロック塀等の除却事業に加え、令和2年度より建替え支援（フェンス化等）事業を行う。

(2) 事業期間について

令和2年度より3か年を重点整備期間とする。

(3) 助成限度額について

① 除却費

ア 区が指定する避難道路及び通学路は、工事費の6分の5かつ80万円以内

イ 上記以外の道路については、工事費の2分の1かつ80万円以内

② フェンス等設置費

ア 区が指定する避難道路及び通学路は、工事費の6分の5かつ45万円以内
イ 上記以外の道路については、工事費の2分の1かつ45万円以内

(4) 助成要件について

- ① 申請者本人（避難道路及び通学路以外は、法人は除く。）が所有するブロック塀であること。
- ② 個人住民税の滞納がないこと。
- ③ 狭隘道路に面する敷地については、拡幅整備を行うものであること。

6. 今後の予定

令和2年 3月 耐震化促進事業（拡充策等）の周知及び要綱改正
4月以降 耐震化促進事業（拡充策等）の受付開始